

令和4年度第2回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和4年7月28日(木)午後1時30分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員、一言委員、柳井委員

労働者代表

阿部(祥大)委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部(昌展)委員、稲妻委員、大内委員、佐藤委員、成田委員

補佐 ただいまから、第2回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の審議会は公開となっております。
事前に内藤委員より欠席の旨、報告を受けております。
はじめに、委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

公益代表委員 4 名

労働者代表委員 5 名

使用者代表委員 5 名

以上 14 名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

ここで、新たに任命されました委員をご紹介します。

この7月13日付けで任命されました公益代表の一言委員でございます。

一言委員

補佐 それでは、これからの議事の進行につきましては、熊谷会長にお願いいたします。

会長 本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、お集りいただきありがとうございます。

本日の審議会は、公開といたします。

はじめに、議題(1)「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)」を、事務局からお願いいたします。

賃金室長 今週初めからの報道のとおり、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において集中的に審議を行っているところですが、本日現在、目安を示すに至っておりません。従いまして、本日の目安伝達はございません。目安が示された折には皆様に対しまして資料2として個別にメール等でお知らせしますので、ご了解くださるようお願いいたします。

会 長 続きまして、議題(2)の「令和4年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張について」です。

宮城県最低賃金額の改正審議につきましては、今後、専門部会で審議いただきますが、本日は労・使代表委員から、最低賃金引上げについての基本的な考え方を、お聴きしたいと思います。

それでは、労働者代表委員の基本的な考え方をお聴きしたいと思います。

阿部(祥大)委員

私のほうから基本的な態度並びに主張について申し上げました後に、それぞれ各委員より補強的意見を述べさせていただきまして、最後にまた、あらためて私からまとめさせていただきます。

はじめに本審議会に対する基本的な態度になりますが、6月29日に宮城県最低賃金の改正決定について諮問がなされたところでございます。労働局長からは、改正決定の必要性を判断した背景、また、本年6月7日に閣議決定されました政府方針、計画の中で、最低賃金の引上げ環境整備を一層進めるためにも、事業の再構築・生産性向上に取り組む中小企業への支援や取引の適正化等に取り組みつつ、景気や物価等を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、早期に「全国加重平均1,000円以上」を目標に取り組むとされていると触れられました。

この間、宮城県では一昨年を除きまして、平成28年度から3%程度の引上げがされております。審議に当たっては、経済や雇用情勢、コロナ禍の状況と経済の見通しなどが検討の要素となりますが、コロナ禍に対する評価については、厳しい状況から影響等が変更さ

れまして、景気の回復に含みを持たせた表現となっておりますし、宮城県の有効求人倍率につきましても、一昨年の9月の1.13倍を底に改善傾向で推移してございます。労働者側委員としましても、目安額や地域事情を勘案しまして、最低賃金法の主旨に沿って公労使三者が真摯な話し合いを通じて、審議を行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

これらを踏まえまして 基本的主張について2点申し上げさせていただきます。

1点目は、賃金水準の底上げ・人口流出防止の観点も含めた格差是正についてであります。審議に当たっては、最低賃金法第1条に基づいた議論をするべきでありまして、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ、さらには格差を是認することと同義であります。現在、最低賃金の水準が低い中、急激な物価等の上昇も相まって、最低賃金近傍で働く労働者の生活困窮度は深刻さを増しています。

そもそも日本は先進国の中においても最低賃金が低位であり、その中でも宮城県はCランクに位置づけられ、最高額の東京都(1,041円)と比べれば188円もの格差があり、労働者の生活の安定には程遠い水準となっております。

春季生活闘争の賃上げの連合宮城の集計では2%弱を維持しております、とりわけ300人未満の中小組合では全体を上回る結果となっております。

そもそも賃金や労働時間などの労働条件は労使交渉で決めるものであり、労使交渉を通じてそれぞれの職場で法を上回るルールづくりに取り組む。この光景は、労使交渉の機会が保障されている労働組合にとっては当たり前のようではありますが、労働組合の組織率は年々減少傾向にありまして、今では12%に留まっております。

未組織労働者を含めたすべての労働者のセーフティネットを促進させ、最低賃金法第1条にある「労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」という目的を果たさなければなりません。

2点目は、日本経済の自律的成長に向けた「人への投資」についてであります。日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、そのためには最低賃金の引上げが必要であると考えます。この間のコロナ禍の中行われてきました審議会においては、その影響を意識した審議を行ってまいりました。しかし現在は、ワ

クチン接種の進展なども相まって社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等の下支えもあり、経済は回復基調にあります。

原材料価格の高騰等のリスクや、「第7波」とも言われる感染拡大の広がりがある中、先行きは楽観視できない状況ではありますが、様々な政策効果により支えられ、「持ち直し」局面にある経済回復をより自律的な成長軌道にのせていくことが重要であり、そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要であります。その重要な要素の一つが最低賃金の引き上げに他なりません。

これまで繰り返し主張してまいりましたが、その回復の鍵を握るのは内需の大半を占める個人消費であり、その消費喚起の原動力は将来不安の払拭と賃金であることは言うまでもございません。

また、中小・零細企業が賃上げがしやすい環境整備についても、「パートナーシップ構築宣言」等の価格転嫁策の強化や業務改善助成金等各種支援策の拡充なども示されております。

こうした環境変化をしっかりと見極めて議論をする必要があると考えます。

以上が基本的な主張になりますが、それぞれ（労働者側）各委員より、補強的見解について述べさせていただきます。

新関委員 私、新関から1点申し上げます。

最低賃金の決定に当たり、最低賃金法第9条2項の3要素の1つである労働者の生計費や、労働者の健康で文化的な最低限度の生活保障の観点から申し上げます。

昨年調査が行われ、その結果がまだ発表されておりませんが、直近の調査結果ではない上で申し上げますと、厚生労働省によりますと、「全国ひとり親世帯等調査」では、日本のひとり親世帯は、2016年時点の推計で142万世帯あります。うち123万世帯が母子世帯、19万世帯が父子世帯であるとされております。

また、日本のひとり親世帯の就業率は高く、母子世帯では81.8%、父子世帯では85.4%に達しているにもかかわらず、母子世帯においては43.8%がパート・アルバイト等により生計を立てており、年間平均の就労収入は133万円で、正規の職員・従業員と比較しても半分以下となっております。

併せまして、ひとり親世帯の貧困は、「子どもの教育格差」にもつながっており、結果としてそれが就業格差にもつながり、貧困の連鎖からぬけだせない状況につながっていると考えます。最低賃金法第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上をめざす」とし

ており、日本の未来を担う子供達が十分な教育のもと、将来の勤労の義務が果たせるようなセーフティネットであるべきと考えます。

そのような中、昨今の急激な物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼしていることは、本年度の審議において重要なポイントの1つであると考えます。ここ数年、消費者物価上昇率はゼロ近傍で推移しておりますが、昨年後半から上昇局面に入り、今年5月には「持ち家の帰属家賃を除く総合」で2.9%の上昇に達しました。特に注目すべきは、「基礎的支出項目」等の伸びが顕著であることです。こうした生活必需品など切り詰めることのできない支出項目の上昇は、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しています。

実質賃金を維持しなければ働く者の生活は苦しくなるばかりです。最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると考えます。

最後に、連合本部で集計した春季生活闘争の結果では、有期・短時間・契約等労働者の時給は9年連続で引上げられており、このコロナ禍にあっても加重平均で23円43銭となっております。コロナ禍が広がる中で労使の真摯な交渉を経た結果であり、まさに「人への投資」の必要性について労使の認識を深めることができた結果だと認識しております。しかしながらこの結果はあくまで労使交渉によるものであり、こうした労使の判断を最低賃金の改定に反映させて、未組織の労働者にも波及すべきと考えております。

以上です。

照井委員　　続きまして、私、照井から最低賃金格差の縮減について申し上げさせていただきます。

宮城県における最低賃金については、この9年間に於いて168円引き上げられ、平成28年からは、一昨年を除き年間3%程度引き上げられてきましたが、東京都の最低賃金1,041円と比べると188円の差があり、昨年は同額の引き上げ額となったことから、依然として地域間格差は是正されておられません。

これまでもこの地域間格差が、都市部への労働力流出の一因となっていると指摘してきました。日本の抱える超少子高齢・労働力人口減少という構造的な課題の中、これ以上地域間格差を放置すれば、さらなる労働力の流出につながることは明白であり、政府の「新しい資本主義」が象徴とする「地方・地域」経済への悪影響が懸念されます。さらには、この間のコロナ禍で、東京一極集中是正の観点

の動きがあることを踏まえれば、より優秀な人材確保の観点からも、地域間格差の是正はもはや喫緊の課題であると考えます。

繰り返し主張してまいりましたが、宮城県は首都圏へのアクセスが良好な立地環境から、若者を中心とした人材の流出が懸念されます。それに加え、昨年は目安額を上回る引上げが行われたのは全国で7県であり、これらは全てDランクでありました。そのうち3県が東北であり、これらはまさに人材確保に対する地方の危機感の現れであると考えます。

以上のことから、労働力流出の歯止め、また、地域活性化への観点も加え、最低賃金格差の縮減を意識した審議が必要であると認識しております。以上です。

釜石委員 私、釜石から1点申し上げます。

最低賃金の決定に当たり、最低賃金法第9条2項の3要素の1つ、労働者の賃金、労働の対価としての賃金水準の観点から申し上げます。

当然ではありますが、日本の最低賃金が抱える課題はこのコロナ禍によってよくなったわけではなく、むしろ最低賃金のセーフティネット機能としての脆弱性が顕在化した今こそ、解決を図るべきであります。

超少子高齢化のさらなる進展による人口動態の見通しを踏まえたうえで、国民経済の健全な発展をはかるためには、労働生産性を上げることが求められています。

労働の質や量など、労働者が担っている役割と責任に見合った形で、賃金水準を上げていくことが、公正な競争を促し、国民経済の健全な発展に資するものとなると考えています。

一方で、現在の宮城県最低賃金は853円であり、年間2,000時間働いても年収170万円程度であり、ワーキングプアと称される年収200万円にすら到達することができない水準にあり、到底セーフティネットとしての機能は果たしてはいません。

これは、憲法25条の生存権や労働基準法第1条に照らし合わせても、低水準であると言わざるを得ないと認識しています。

連合は、必要生計費を満たす賃金水準としての「リビングウェッジ」を算出しており、昨年公表した水準では、宮城県の単身者で時給1,020円を上回らなければ生活できない水準と考えています。この数値は、例えば1日の内食費は朝・昼・夜併せて670円とするなど、決して贅沢な支出は含まれておりません。

なお連合は、これまでも「誰でも時給 1,000 円」以上という目標を掲げ、今年の春季生活闘争にも臨んでおり、本年 7 月に連合本部で集計した非正規労働者の平均時給は、単純平均でも 1,057 円を超えております。私のほうからは以上です。

阿部（祥大）委員

あらためまして、まとめとして述べさせていただきますが、これまで積み重ねてきました賃上げの流れを止めるべきではないと考えてございます。その流れを断ち切れば、デフレ回帰の動きを惹起しかねないと認識しております。この間のコロナ禍が、経済に与えた影響を鑑みれば、今後の日本の経済再生下においては、内需の拡大が必要不可欠であります。現在の労働者の消費マインドは大きく落ち込んでおります。労働者が生活不安や雇用不安を抱える中、一丸となってこのコロナ禍を乗り切るためには、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージが必要であり、最低賃金の引上げはまさにそのメッセージになり得ると考えております。

春闘の結果等をみればコロナ禍においても 2%弱の賃上げがされており、このままでは増々組織労働者と未組織労働者の格差が広がります。社会的に非正規雇用労働者の処遇改善が求められていることを踏まえて、全ての労働者が安心して普通の生活を送れることのできる審議結果となるよう審議をお願いします。

最後になりますが、今後事務局が準備する資料をベースに、最低賃金法の趣旨に従い、ごく一部ではなく県全体という視点で労使双方から建設的な発言により、宮城県最低賃金の自主性を発揮した審議となるようお願いいたしまして、労働者側委員の基本的主張といたします。

以上でございます。

会 長 それでは、次に使用者代表委員から基本的な考え方をお聴きしたいと思います。

成田委員 使用者委員の成田でございます。私から、使用者側の基本的主張を述べさせていただきます。

まず、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く状況についてです。日本銀行が四半期ごとに公表している日銀短観によりますと、宮城の令和 4 年 6 月期における全産業の業況判断 D I はマイナス 12 であり、全国のプラス 2 から 14 ポイント下回っております。コロナ

禍から経済活動が再開する中で、全国の数値は令和 2 年 9 月期以降、回復基調にありますが、宮城の数値はマイナス 10 前後を推移している状況です。

また、全国の企業規模別の数値を見ますと、大企業はプラス 11、中堅企業はプラス 3、中小企業はマイナス 2 と、規模が小さいほど厳しい状況にあるのが分かります。東北の数値で見ても、大企業のマイナス 2 に対し、中堅中小企業はマイナス 4 と下回っております。

こうした数値を見ますと、中小企業中心の産業構造にある東北地域は、全国に比べて厳しい状況にあることが読み取れますし、その東北の中でも宮城のマイナス 12 というのは、岩手のマイナス 17 に次ぐ低水準となっています。

中小企業庁の中小企業調査でも業況判断 D I が出ておりますが、これによりますと、宮城県における本年 4 月から 6 月期の全産業の業況判断 D I はマイナス 14.2 であり、前年比で 17.6 ポイントの改善が見られますが、依然としてマイナス値を示しています。

雇用情勢を見ますと、宮城県の有効求人倍率は、令和 2 年 9 月に底を打ち、令和 3 年 6 月以降は 1.3 以上の水準で改善傾向にあり、完全失業率もコロナ感染拡大による悪化前の水準となるなど、持ち直してきています。

しかし、一方で、倒産件数は増加傾向にあり、宮城では負債総額 1,000 万円以上の件数が 2022 年上半期で 50 件となり、前期、前々期と比べて増えております。全国の「新型コロナ」関連倒産を見ても、2021 年以降、毎月 100 件超えのペースとなってきており、至近では 200 件に到達してきています。コロナ関連の資金繰り支援策による効果が薄れ、倒産は、抑制から増勢に潮目が変わりつつあると見られています。

また、物価が大きく上昇しております。消費者物価指数の、前年同月比の上昇率が 2%を超えるのは消費税増税の影響を除くと、ここ 20 年で初めてとなります。しかし、同時に、その消費者物価以上に企業物価が上がっています。6 月の企業物価指数の上昇率は 9.2%と 3 ヶ月連続で過去最高を更新。12 ヶ月連続で 5%を上回るのは、第 2 次石油ショック以来、約 40 年ぶりになります。

さらに、こうした原材料価格等の高騰に対する、適切な価格転嫁やサプライチェーン全体の取引価格の適正化が進んでいない状況が続いています。帝国データバンクの調査によると、取引先の理解を得られないことや、価格競争の激化による顧客離れへの懸念などを背景に、全体の価格転嫁率は 5 割を下回っており、販売価格やサ

ービス料金に全額転嫁できている企業は6%にとどまっています。さらに、これを地元紙による東北主要企業アンケートで見ますと、価格転嫁が「全額か、ほぼ全額できている」企業は1.8%にとどまっており、特に価格競争力の弱い中小企業が厳しい状況にあると見られます。

各種数値を見てまいりましたが、中小企業の経営を取り巻く環境は、コロナ感染症の影響による景気の低迷に加え、ウクライナ情勢の長期化等による国際経済情勢の影響を大きく受け、先行きへの不安、懸念も高まり、予断を許さない状況にあります。

また、最低賃金の観点から見た現状についても触れさせていただきます。

平成28年度以降は、コロナ禍で0.1%の引上げとなった令和2年度を除き、3%を超える引上げが続いており、これに伴い影響率も高まっており、昨年度は28円の引上げに対し17.98と非常に大きくなり、対象となった企業がどのように対応できているのか心配されるどころです。

この点に関し、日本商工会議所の4月発表の調査結果を見ますと、昨年の最低賃金引上げを受け、「最低賃金を下回ったため、その額以上に賃金を引き上げた企業」つまり直接的な影響を受けた企業の割合は40.3%となっております。そして、このうち「最低賃金の額まで賃金を引き上げた企業」の割合は22%と、2016年以降で最高となっています。業種別にも集計されており、特に介護・看護業、運輸業、宿泊・飲食業で高くなっております。

そして問題は、引き上げた企業の割合ばかりではなく、賃金引上げが必要になった企業がその人件費増に対し、どういった対応策を講じたかということです。同じ調査においては、「対応が取れなかった」と答えている企業が42.2%、4割に上っており、これはまさに業績悪化に甘んじたということになります。

また、気になるのは、対応策のうち「設備投資の抑制等、人件費以外のコスト削減」という対応策を採った企業が20.4%に上っているということです。さらに、仮に今年の引き上げが30円となった場合、「設備投資の抑制等、人件費以外のコスト削減」で対処すると答えている企業の割合が45.9%、半数近くにまで上ります。大幅な最低賃金の引上げにより設備投資が抑制されれば、賃金引上げの原資となるはずの労働生産性の、将来的な低迷につながることとなり、非常に懸念されるどころです。

続きましてこのような状況の下で行われる今年度の審議に臨む使

用者側の基本認識を申し上げます。

1つ目は「中小零細企業への目配りの必要性」ということです。

今後の企業実績を取り巻く環境を展望しますと、プラス材料とマイナス材料が交錯している状況です。プラス材料としては、コロナ感染症の影響が徐々に緩和されてきており、業況の最も厳しかった飲食宿泊や個人向けサービス業で最悪期を脱する動きが見られます。ただし、最近の第7波への警戒もあり、先行きは不透明な状況です。

一方、マイナス面では、ウクライナ情勢の長期化を受けた資源・エネルギー価格の高騰に加え、ゼロコロナ政策が足を引っ張る中国経済の下振れや、ロックダウンによる供給制約の影響が指摘できます。

加速する円安の影響にも功罪両面があります。輸出型製造業にとってはプラスな半面、東北の多くの企業が該当する内需型産業には投入コストの上昇を通じてマイナスに働きます。全体として見れば、当面の景気は持ち直し傾向という評価もありますが、先行き不透明感が強い下で、景気回復力が強まることは期待し難く、景況感の回復基調にある業種・企業と、経営状況が厳しい業種・企業との間に格差が生じている状況になってきております。

さらに、経営の基盤である電力・石油などの料金引上げのおそれ、デジタル化に対応するための人材不足、原材料等の上昇価格を取引価格へ転嫁することが遅れていることのほか、同一労働、同一賃金の適正な運用、過去最高となる最低賃金の大幅引上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、賃金を含めた制度改革による負担増により、厳しさが一段と増してまいります。

そうした状況下において先ほどの現状認識として申し上げたとおり、大幅な最低賃金の引上げは賃金引上げの原資となるはずの労働生産性の将来的な低迷につながるなど、中小企業の中には企業経営を直撃するところが出てくる恐れがあります。特に、東北・宮城は中小企業中心の産業構造であります。経済環境が微妙な局面に入っていく中、中小零細企業にも目配りが必要であるとともに、健全な経営をしていけるよう、生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等によって、企業の付加価値を向上させ、自発的に賃金引上げの原資を確保できる環境をまずもって整備すべきであると考えております。

2つ目は「最低賃金は一律適用される制度であり、慎重な審議が必要」ということです。

ご承知のように、最低賃金は、賃金の低廉な労働者に対するセー

フティネットであり、賃金引上げや消費の拡大といった経済政策を目的としたものではありません。加えて、最低賃金法第 9 条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、「労働者の生計費、及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定められなければならないと明記されています。

このように定められた最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず全ての労働者に一律に適用され、仮に下回る場合には企業に対して罰則の対象となることから、通常の賃金引上げとは異なる性格を有しています。生産性が向上し、収益が拡大した企業が賃金引上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもありません。しかし、いまだ業種・企業によって経営の回復度合いに格差がある中、最低賃金が大幅に上がってしまえば、苦境から立ち直り切っていない企業にまで一律に適用されることとなり、その中小企業は何かの支援がなければ市場からの退場を余儀なくされてしまうことになりかねません。このため、一律かつ強制力のある最低賃金の大幅な引上げは、慎重に判断されるべきであると考えております。

以上が基本認識です。昨年もお話しておりますとおり、使用者側としては、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は否定するものではありません。

最低賃金に限らず、生産性向上に基づいた持続的な付加価値の増大に伴って、企業が賃金を適正に引上げ、経済の好循環の実現に貢献していくことが重要であると考えております。

特に企業数の 9 割を超え、雇用者数の 7 割を占める中小企業は、多くの非正規労働者の受け皿にもなっており、中小企業の生産性向上や非正規労働者も含めた処遇改善ができなければ、我が国全体の成長は達成できません。そのためには、各企業における生産性向上や事業構造の転換に対する自助努力は必須であります。しかし、一律適用の制度の下、いまだコロナ禍から回復できていない中小企業への目配りや適正化が進んでいない価格転嫁を社会全体で受容していくよう、引き続きサプライチェーン全体での公平なコスト負担に向けた土壌整備が必要であります。こうした状況にある中小企業の実態を踏まえながら、公労使で納得感のある、慎重な審議を行うべきであることを主張いたします。

使用者側からは以上になります。

会 長 ありがとうございます。ただ今、労働者代表、使用者代表委員から、それぞれの基本的考え方の説明がありました。御質問、御意

見等がございますか。

委員 (意見・質問等)

会長 ありがとうございます。他になければ、専門部会でさらに審議を深めていただきたいと思います。

会長 それでは、議題(3)「最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取」について事務局から説明願います。

賃金室長 先般開催しました第1回の審議会において、「本年度は、最低賃金法第25条第5項及び第6項に規定されており、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましては、第2回の審議会で行う。」ことで委員の皆様から御了承を得ています。

先日、公示しましたところ、

全労連・全国一般 宮城一般労働組合
東北大生協支部 鈴木 美香 様
全労協・全国一般全国協議会 宮城合同労働組合
委員長 星野 憲太郎 様

から申出がございまして、本日、両名が傍聴席にお見えになっています。

傍聴席で待機されていますが、お一人ずつ御案内してよろしいでしょうか。

会長 はい、それでは、早速意見を聞くこととしたいと思います。案内してください。

(最初の方を陳述席に案内する。)

賃金室長 それでは、ただ今から最低賃金法第25条第5項に基づく関係者からの意見聴取を行います。

意見陳述の内容を記載した書面は、本日お配りしました「議題(3)「最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取」について」にございますのでご覧ください。

お一人目は、

全労連・全国一般 宮城一般労働組合

東北大生協支部 鈴木美香 様 です。

なお、陳述者のテーブルには、本日御出席の委員の皆様のお名前を表示した座席表を用意しています。それでは、会長、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、御意見を伺います。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。

時間は10分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

陳述者 鈴木美香氏

東北大学生協生活協同組合で食堂のパートをしている鈴木美香と申します。本日は意見陳述の機会をいただきましてありがとうございます。

本日皆さんに訴えたい私の意見のポイントは次の4点です。

- 1点目、パートで働く労働者の生活実感、賃金と労働実態、
- 2点目、コロナ禍がパートタイム労働者に与えた状況と最賃の役割、
- 3点目、最低賃金の引上げが急務である理由について、
- 4点目、審議会と政府への要望について、

です。

最初に1点目の「パートで働く労働者の生活実感、賃金と労働実態」についてお話しします。

私の働く職場は、大学内にあり、学生・教職員の大学生活に必要な様々な商品やサービスを提供しています。事業部門としては、購買書籍、食堂、旅行、住まい、本部などがあり、様々な職種、契約時間帯でパートタイマーやアルバイトが働いています。

パートタイマーの賃金については、家計の補助の場合もありますが、最近は単身者や夫婦とも非正規のケースも増えており、家計の収入に占める比重が増大しています。昨年秋に実施した生活実感アンケートでは、生活が苦しい、やや苦しいが75%以上になっています。今年に入ってから、電気料金、食料品、燃料など様々なものが値上がりしており、家計がより厳しくなっています。パートタイマーの収入は、月例給と年2回の賞与ですが、賞与は少ないため、月例給が主なものです。この場合、労働時間数とともに、時間給がいくらであるかが収入を左右します。

パートの中にはシングルマザーの方もおり、パートを掛け持ちして働いています。掛け持ちの場合には、契約上は両方の職場を合わせて1日8時間、週40時間が原則とされており、時間給がいくらになるかは大きな問題です。

私の職場の場合、基本時給に対して職種、勤続年数、勤務時間帯に応じて多少の加給があり、各種加給も含めたパートタイマーの平均時給は約940円です。主に小売業と飲食業を営む中小企業ですので賃金原資に限りがあり、賃金引上げは容易なことではありません。しかし、経営者にとって最賃の引上げは時給アップの最も強い動機になり、生産性向上や効率化を進める契機になっています。実際のところ、最低賃金が上がった場合に、様々な加給が縮小される場合もあり、最賃アップ分の金額がそのままアップにならない場合もあります。しかし、最賃アップが賃金を確実に底上げし、平均賃金を上げる上で、大きな役割を果たしています。

次に、2点目の「コロナ禍が労働の現場に与えた影響」についてお話しします。

私の職場は大学内にあり、年間の繁閑は学事日程に左右されています。コロナに伴い、大学が休講となり、登校自粛になったことで、キャンパス登校人口が激減しました。また、営業時間の短縮や対面営業の制限により、営業体制が縮小されました。部活動の禁止や国内外の学会中止またはWeb化により、ケータリングや旅行の利用が激減しました。外販部門や住まい部門はある程度、収益を確保できましたが、キャンパスへの登校が利用の前提となる日配品、食堂・ケータリング事業、県外・国外への移動が利用の前提にある旅行事業は大幅に業務を縮小しました。このため多くのパートタイマーは休業を余儀なくされました。

このような状況で、雇用確保と休業補償について労働組合と理事との間で何度も交渉が行われました。地域生協への出向により雇用を確保したほか、雇用調整助成金の活用により、休業者に対して休業補償が行われました。パートは65歳の定年までの無期雇用のため、なんとか雇用は確保しています。しかし、シフト制で決めた短時間勤務と休業補償では減収を避けられません。このため、生計を維持するため、やむなく転職せざるをえなかった仲間もいました。最低賃金の底上げは、休業の場合の時間単価の引上げにもなりますので、休業による減収を緩和する効果もあります。

今年に入ってから、対面の授業が増え、学生の課外活動への制約も減少したため、キャンパス人口がコロナ前の6割から7割まで戻

ってきています。このため休業を命じられることは、ほとんどなくなってきています。しかし、営業時間の短縮や一部店舗の閉店は継続しています。営業時間の短縮は契約時間の短縮につながっています。このため月収ベースで収入を維持するためには、賃金の底上げが必要なのです。

次に、3点目の「最低賃金の引上げが急務な理由」について述べさせていただきます。

第一に今年に入ってから物価上昇が顕著であることです。6月の消費者物価指数の総合指数は前年同月比2.4%です。食料品や燃料、電気料金等、様々なものが値上がりしています。今後は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響や円安の影響で更に様々な物の値上がりが予想されています。物価上昇に見合った賃上げがなければ、実質的には賃下げになります。これでは、生活が一層困難になります。また、収入が増えない中で物価が上昇すると支出を節約せざるをえず、地域経済にも悪影響を与えます。少なくとも物価上昇を上回る賃上げが必要です。

第二に、現在の最低賃金の水準が最低生計費との関係で、低過ぎることです。最低賃金の水準については、2020年までに全国平均で1,000円以上にすることが目標とされていましたが、2022年になる現在も実現していません。現在、地域別の最低賃金が設定されていますが、宮城県の最低生計費が首都圏より少ないわけではありません。全労連の最低生計費調査によれば、2016年の物価水準で、仙台に住む25歳の単身者が家賃3万円の賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住する場合の最低生計費は22万1,091円です。これを、月150時間労働で計算した場合は、1時間当たり1,473円が必要です。

最低賃金法第1条では、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。1日8時間働いて、普通に暮らせるようにするため、当面1,500円の最低賃金が必要です。

最後に、4点目の「審議会と政府への要望」について述べさせていただきます。

日本商工会議所の3,222社アンケートで、最賃「引上げ」が41.7%と「引下げ」「維持」合計39.9%を上回り、中小企業も最賃引上げを求めています。そして、日弁連は4月、会長声明で、物価

高騰に対して「労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金を大きく引き上げることが重要である」と指摘しています。「労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである」と強調しています。中小企業支援についても「社会保険料の事業主負担分を免除・軽減することによる支援策が有効であると考えられる」と述べています。

最低賃金引き上げは、賃金上昇による個人消費拡大により景気の好循環に貢献するのみならず、日本経済の持続的成長に不可欠なことです。当面する原材料価格上昇や様々な経費増加は経営にとってマイナスに作用します。特に中小企業にとっては、資金繰りも含めて企業の存続にかかわる問題になりかねません。私の勤務先は中小企業です。また所属する宮城一般労働組合の構成員は中小企業で働いています。このため最賃の引き上げとともに、中小企業の振興を重点課題として取り組んでいます。最低賃金の引き上げに伴い、資金繰りの支援、生産性の向上のための投資や、事業転換への支援、企業負担の社会保険料の一部支援など、中小企業支援の抜本的拡充とともに、全国一律 1,500 円に踏み出す大幅引き上げを求めます。

以上のとおり、最低賃金を大幅に引き上げるとは、労働者の暮らしを改善する上で不可欠です。また、長期的に見て、これにより、既存事業の生産性の向上、より収益性の高い事業の拡大、消費拡大による地域経済の活性化にもつながることを期待して、私からの意見陳述とさせていただきます。

会 長 　ただ今の御意見につきまして、委員の方は何か御質問はありますか。

委 員 　（質問なし）

会 長 　お疲れ様でございました。傍聴席にお戻りください。次の方を案内してください。

（次の方を陳述席に案内する。）

賃金室長 　それでは、引き続き最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき関係者からの意見聴取を行います。お二人目は、
全労協・全国一般全国協議会 宮城合同労働組合

委員長 星野憲太郎様 でございます。

会長 それでは、御意見を伺います。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。

時間は10分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

陳述者 星野憲太郎氏

どうも皆さん御苦労様です。私は、全労協・全国一般全国協議会、宮城合同労働組合の委員長をしております星野と言います。

自己紹介を簡単にさせていただきますと、私は20(歳)代に仙台の中央通りに本社のあるイワマ靴店という靴屋に就職しました、そこで30年位働いておりましたけれども、入社当時は正社員が全員です。ところが50(歳)代に退職したときには、ほぼ8割がパート労働者、女性労働者の販売員に変化していました。

だいたい賃金水準から言いますと、最賃プラス50円位、それでもまだ名の通った会社でしたので、最賃に張り付いてはいますけれども、社会保険の掛金をさぼったり、そういう違法なことはやっていませんでしたので、お陰様で厚生年金は長くいただくでしょうし、確保できているというふうな状態にあります。

私は今、OB的な(労働組合)専従なんですけれども、いろいろ中小企業の加盟労組の加盟支部分会の団体交渉に出ております。土曜日も、各地域の団体交渉に、自動車学校関係の職場に出ているんですけれども、回答は、0.3ヵ月、夏の賞与ですね、ですから、いろいろ賃上げの上昇やら報じられてますけれども、中小企業では本当にどん底な状態が続いております。そういう意味でですね今日は、意見陳述を行いたいと考えております。

今、急激な物価高が生活を襲っております。

物価高と円安が止まりません。これちょっと前の資料なんで申し訳ありませんでしたけれども、総務省の発表によりますと、(消費者物価指数は昨年同月比で)6月は2.4%、先ほどの陳述された方も述べていますけれども、3ヵ月連続で2%を超えてるってことですね。非常に由々しき事態だと。調査対象の70%近い品目、殆どの生活物資が上がっていると、値上げの裾野が広がっていることが見て取れます。

6月の企業物価指数は、前年(同月)よりも9.2%増でした。企業物価指数というのは、いろいろ企業関係の物価ですね、そういう

ものが上がってますので、今後、小売りにも反映してくることは間違いないというふうに考えております。

もう一方、円安も止まりません。この陳述書を書いていた 7 月 19 日の為替レートは 1 ドル 138 円、今日調べたところ 135 円で若干、円安が緩和されている状態にありますけれども、それでも、3 月初めには 115 円でしたから、輸入品がこの比率だけ上がっちゃっているんですね。ユーロに対しても円安になっています。

今物価を押し上げている大きな要因は、エネルギーや穀物、原材料などの国際的な価格の大幅上昇ですが、そこに輸入品物価を更に高騰させている円安が加わり、私たちはダブルパンチの状況に見舞われています。

アベノミクス = 異次元緩和政策の破綻は明らかです。

世界が金融緩和政策をやめて利上げに向かっている中、日本だけがアベノミクスの異次元緩和政策を継続し「金利をゼロに据え置く」と黒田日銀総裁が発言し続けています。で、一層円安が進んでしまいます。物価高を食い止める責任がある岸田政府は無為無策に陥っているというふうに捉えております。

今の資源や穀物の国際価格、そして円安が今後も続いた場合、今年 1 年間の家計の負担が 1 年前より平均で 65,000 円増えるという試算もあります。

2022 年、生活危機下での最賃改定に際して（申し上げます）

深刻な物価高によって最も打撃を受けるのは、最賃レベルで生活している労働者です。本年の最賃改定に際しては急激な物価高を十分反映させるべきと考えております。

フランスの法定最低賃金は、消費者物価（指数）に伴って引き上げられています。これは閣議決定を経ないで、物価に連動するという方式を採っています。この 2021 年 10 月から 2022 年 1 月、5 月に、その物価の上昇を見据えながら引き上げられてきました。物価の上昇がこの期間で 5.9%だった、それで最賃の引き上げも連動して 5.9%引上げられた。こうしたことが、ヨーロッパでは行われています。

ドイツはどうかと言いますと、ドイツは 2022 年 10 月に、最低賃金を 14.9%引き上げます。ドイツのほうがフランスよりも、あるいはイギリスよりも、物価の上昇率が 4 ヶ月か 5 ヶ月位で 8.2%という高水準にあることを踏まえたとしても、（です）

そうした物価スライド制の最低賃金、あるいは物価を反映させた最賃制度は、ヨーロッパではごく普通になっているんですね。これ

を日本でも実現すべきだという観点から今述べた次第です

食料品をはじめとする生活必需品の値上がりは、地域を問いません。一律に値上げされます。フランスでは、パリでも地方でも同じ最低賃金です。これが全国一律最賃、モデルみたいなヨーロッパの姿です。

全国一律・大幅引き上げを。近年、特に地方から引上げを求める強い要請が繰り返され、政治の場においても歴代政府が引上げを明言してきました。その背景には「低すぎる日本の最低賃金」「貧困と格差の拡大」という現実、更に厳しい地域社会・経済の状況、特に若年世代の地方から大都市圏への流出に対する危機感があります。

最賃額の地域間格差を解消するためには全国一律制を導入すべきだという議論も強まっています。地域間格差につながる「目安」制度そのものが問われていますが、そのあり方を検討する全員協議会は審議が予定より遅れ、報告は来春に繰り延べされています。今年の3月に結果が出るはずだったんですけれども、来年に1年延期されているという実情があります。

岸田政府の姿勢にも疑念が向けられています。当初は強調されていた「分配」や「令和の所得倍増」は後退し、前政権と変わらぬ「成長戦略」優先に置き換わってしまっていると批判されています。阿部元首相の横槍があるとも指摘されています。しかも日銀総裁が「家計の値上げ許容度も高まっている」などと発言して、労働者、市民の生活とかけ離れた認識だと批判され、撤回するというありさまです。

全ての低所得労働者の「健康で文化的な生活」の実現のため、実りある最賃審議を求め、以下を要請します。

- 1 最賃を全国一律 1,500 円（時間給）に引き上げること、
- 2 中小企業への最賃引上げ支援策を拡充すること、
- 3 最賃審議を全て公開すること、
- 4 「目安」に関する全員協議会の経緯、今後の予定について明らかにすること。

以上です。

会 長 　ただ今の御意見につきまして、委員の方は何か御質問はありますか。

委 員 　（質問なし）

会 長 お疲れ様でございました。傍聴席にお戻りください。以上で、議題（３）「最低賃金法第 25 条に係る関係者からの意見聴取」を終了します。

それでは、議題（４）「宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について」事務局から説明願います。

賃金室長 説明いたします。

資料番号 3 を御覧いただきたいと思います。これは、令和 4 年 3 月 14 日に開催しました昨年度第 6 回目の本審において委員の皆様にお渡ししているものです。

議題の適用労働者数については、常に変動するものでありますが、例年、12 月 1 日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の平成 28 年経済センサス(母集団 DB(H30))の活動調査をもとに、最低賃金に関する基礎調査等により、該当する特定最賃が明らかに適用されない事業場や廃止事業場等を減ずる方法等で適用労働者数を差引くなどしております。

その適用労働者数である基幹労働者の把握方法ですが、最低賃金に関する実態調査結果に基づき、推計した当該特定最賃で適用除外となっている者を差引き算定しております。

具体的には、年齢が 18 歳未満 65 歳以上の者、勤続期間が雇入れ 3 月未満であって技能習得中のもの、業務要件が清掃片付け等軽易な業務に該当する者の数を全労働者から除外するという方法を採用しております。

その結果、鉄鋼業は、

適用事業場数が 13 事業場、適用労働者数が 1,400 人となります。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、

適用事業場数が 305 事業場、適用労働者数が 1 万 5,640 人となります。

自動車小売業は、

適用事業場数が 940 事業場、適用労働者数は、8,300 人となります。

以上でございます。

会 長 　ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。

委 員 　（意見・質問等なし）

会 長 　ないようですので、次に議題（５）「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に、移ります。

事務局より、申出から諮問に至る経過等について説明願います。

賃金室長 　説明いたします。

資料番号４を御覧いただきたいと思えます。

特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最賃の新設、改正等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で必要性ありと決議された場合に、金額審議に入ることとなります。

現在、宮城県には 鉄鋼業、 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、 自動車小売業の３つの特定最賃があります。

本年３月９日に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、資料番号４の令和３年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況のとおり、去る７月２０日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

鉄鋼業は、労働協約による申出、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と自動車小売業は公正競争ケースによる申出となります。

特定最賃の決定等に係る申出要件については、昭和６１年２月１４日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

労働協約ケースにおける要件は、一定地域における同種の基幹労働者のおおむね３分の１以上の者が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、当該労働協約の当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申出であることとなっております。

公正競争ケースにおける要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の３分の１以上の同意があり、その全部または一部を代表する者に

よる申出であることとなっています。

申出書を審査しました結果でございますが、会議資料番号4にありますとおり、

鉄鋼業は、適用労働者数1,400人の55.6%に当たる779人が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、そのすべての労働組合の合意による申出となっております。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、適用労働者数1万5,640人に対し、その61.6%に当たる9,636人がその申出に合意しております。

自動車小売業は、適用労働者数8,300人の59.4%に当たる4,930人がその申出に合意しております。

以上、すべて3分の1を上回っており、三つの業種とも申出の数的要件を具備しておりますことを報告いたします。

会 長 　　ただ今の説明に関しまして、質問等ございませんか。

委 員 　　（意見・質問等なし）

会 長 　　それでは、諮問を受けることといたします。

労働局長 　　御審議の程、よろしくお願い申し上げます。
（局長から会長に諮問文を手交）

事 務 局 　　（諮問文の写しを各委員に配付）

会 長 　　事務局から、諮問文を読み上げてください。

指 導 官 　　それでは、読み上げます。

宮労発基0728第1号
令和4年7月28日

宮城地方最低賃金審議会

会 長 　熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長

小林 健

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月20日付けをもって、申出代表者基幹労連宮城県本部委員長青田浩一から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添(略)のとおり宮城県鉄鋼業最低賃金(平成20年宮城労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮労発基0728第2号
令和4年7月28日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
小林 健

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年7月20日付けをもって、申出代表者電機連合宮城地方協議会議長佐藤斉、JAM南東北宮城県連絡会会長佐藤俊晴から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添(略)のとおり宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮労発基0728第3号
令和4年7月28日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
小林 健

宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年7月20日付けをもって、申出代表者自動車総連宮城地方協議会議長杉山剛から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添(略)のとおり宮城県自動車小売業最低賃金(平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

会 長 特定最低賃金決定等の必要性の有無に係る審議につきましては、先般開催された第1回審議会において、
「従来どおり本審で一括審議を行うこと」
が確認されておりますので、地域最低賃金の審議状況にもよりますが、実質的な審議は8月下旬開催予定の本審で行うこととします。

次に議題(6)「宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取について」に、移ります。
事務局より説明願います。

賃金室長 説明いたします。
特定最低賃金決定等の必要性の有無に係る審議にあたり、特定最低賃金関係労使から意見聴取を行うこととしております。
意見聴取の方法ですが、去る7月20日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありましたが、まず、それぞれの申出人から改正の必要性の趣旨等について意見申述をいただき、その後、関係労使等からの意見があれば、意見陳述等をお願いしたいと思います。
関係労使に対しては、労働者代表委員、及び、使用者代表委員を通じて事前にその旨調整済でありますことを申し添えます。

会 長 ただいまの事務局からの説明に関し、ご質問等がありますか。
事務局提案のとおり、宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取を行うことで、よろしいですか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは、宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取を行うことといたします。

はじめに、それぞれの申出人から意見陳述をお願いいたします。

最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。なお、時間は10分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

阿部（祥大）委員

本日、申出人からの意見陳述の用意はございません。

会 長 それでは、次に関係労働者、関係使用者からの意見陳述をお願いいたします。

意見陳述予定の方は、挙手をお願いします。

（意見陳述予定者なし）

会 長 それでは、次に議題（7）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

賃金室長 2点あります。

1点目は、会議資料の説明となります。

会議資料は、資料と参考資料とで構成されております。はじめに資料の方から説明いたします。

資料1は、委員名簿となります。

資料2、3、4は、先ほど説明したとおりです。

資料5をご覧ください。

こちらは、先ほど意見陳述のありました

全国一般全国協議会宮城合同労働組合

委員長 星野健太郎様からの

「最低賃金改定についての意見書」

でございます。

令和4年7月28日付けで提出がありましたことを申し添えます。

次に資料6をご覧ください。

こちらは令和4年7月26日に

一般社団法人宮城県タクシー協会
会長 高澤雅哉様より提出のありました
「宮城県最低賃金の改正について（要請）」

でございます。

コロナ禍の中、タクシー事業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、タクシー業界の実情にご理解いただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるに当たり、慎重に審議を賜りたいとの要請となっております。

以上でございます。

続きまして参考資料の説明をいたします。

参考資料 1、2、3、4 は、今年の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会開催の際に委員に対して配付された資料及び参考資料でございます。

1 は、「主要統計資料」で

経済指標、雇用の状況、賃金の推移、賃上げ妥結状況、消費者物価指数等が、全国または都道府県毎の単位で記載されております。

2 は、「足下の経済状況等に関する補足資料」で

コロナ感染症の推移、日本経済の基調判断、
コロナ感染症の影響、春闘賃上げ妥結状況、
地域別、産業別の各種指標の動向、
消費者物価の動向、経済対策・中小企業への支援策、
等が記載されております。

3 は、最低賃金に関する調査研究の報告です。

4 は、委員からの追加要望のあった資料です。

各自ご確認いただくこととし、説明は省略させていただきます。

なお、他県との比較が容易にできるよう、宮城県が記載されている部分は四角枠で囲っていることを申し添えます。

5 以下は事務局で収集した情報でございます。

5 が、連合及び国民春闘共闘の春闘の回答集計結果、

6 が、日本銀行仙台支店が 6 月 22 日発表した「経済の動き」

7 が、東京商工リサーチが 6 月 22 日に発表した「新型コロナウイルスに関するアンケート」の調査結果です。

こちらも各自ご確認いただくこととし、説明は省略させていただきます。

資料の説明は以上となります。

第2点目は、宮城県最低賃金専門部会における審議予定と本審の日程について提案させていただきます。

本日、最低賃金の引き上げに関する目安額が提示されなかったことから、専門部会の運営に影響が想定されることとなりました。今後の変更も想定されますが、現在確保している日程を説明いたします。

第3回目の本審の日程については、8月5日(金)とし、8月23日(火)の午前に第4回本審を開催し、異議の申出についての審議、特定最低賃金改正の必要性の有無の審議等を行いたいと思います。

日程は、あくまで目安の伝達時期と専門部会の運営状況によりますので、今後、本審開催に影響がある場合は速やかにメール等で日程調整を含めて連絡いたしますので、ご了承ください。

審議日程がさらに立て込むことも予想されますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

会 長 ただいまの第3回目以降の本審の日程説明がありましたが、これについて御質問等はございませんでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 なければ、今後の本審の開催日について確認します。

8月5日に第3回本審を開催し、第4回本審を8月23日(火)の午前に開催することいたします。

専門部会の結審が8月5日(金)より後になった場合は、事務局は、すみやかに第3回本審の日程を調整し、委員に通知するようお願いいたします。

本日の審議会はこれで終了といたします。

補 佐 以上をもちまして本日の審議会は終了しましたので、傍聴者の皆様には会場からの退出をお願いいたします。

委員の皆様には連絡事項がありますので、今しばらくお残りください。

なお、宮城県最低賃金専門部会の委員の方は、この後休憩時間を挟み、1回目の専門部会を15分後に開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

(傍聴者退席)

閉 会